

日 時：令和7年7月9日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、浅井委員、宍戸委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。よろしくお
願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第328回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は二つです。

議題1「個人情報の保護に関する法律施行規則並びに行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個
人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（案）等の意見募集
について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案等に関する意
見募集について御説明いたします。

本議題に関する資料は、3点でございます。本日は資料1－1に基づき御説明させてい
ただきます。具体的な改正内容につきましては、資料1－2及び1－3を併せて御確認く
ださい。

個人データ、保有個人情報及び特定個人情報の漏えい等が発生した場合の報告を委員会
に行う場合には、原則として電子情報処理組織を使用する方法、具体的には委員会ホーム
ページに掲載している報告フォームを使用する方法により報告することとされています。
災害等によりこの方法によることが困難である場合や、個人データの漏えい等事案のうち
個人情報の保護に関する法律第150条第1項の規定により、同法第26条第1項の規定によ
る権限の委任を受けた事業所管大臣、いわゆる権限委任先省庁に対して報告を行う場合
には、表③の規定により定められている様式を電子メールに添付する方法により行うこと
も認められております。

これらの報告の中には、ランサムウェア事案等のサイバー攻撃も含まれているところ、
サイバー攻撃を受けた場合には初動対応中に多数の官公署への報告を行う必要があること
から、被害組織の報告負担が大きいことが指摘されています。こうした中で、現行制度の
中において喫緊に取り組むべき事項として、報告様式の一元化について政府内で調整を進
めてきたところ、今般、令和7年5月28日付け関係省庁申合せ「サイバー攻撃による被
害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」により、サイバー攻撃に係る被害組織の
負担を軽減し、政府の対応迅速化を図るため、ランサムウェア事案に係る官公署への報告

等に際して、関係省庁申合せ別添様式2に規定する「ランサムウェア事案共通様式」を用いることを可能とすること等が示されました。

この方針を踏まえ、関係省庁申合せ2（1）に規定するランサムウェア事案に係る報告を行う場合については、現行様式に基づく方法に加えてランサムウェア事案共通様式を提出する方法によることも可能とするため、施行規則等の一部を改正するとともに、告示を新設することとしたいと考えております。

最後に、施行日については、関係省庁申合せにおける共通様式の適用開始日である令和7年10月1日の施行を予定しております。

本改正案について御決定いただけましたら、速やかにパブリックコメントを開始したいと考えております。

説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いします。

特に修正の意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

（監督関係者以外退席）

○手塚委員長 では、議題2「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

（内容について非公表）

では、本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。どうもありがとうございました。